

技術集約的な市場における権利行使と課題

—パテントプールと有力事業者とのクロスライセンス契約に関する考察—

弁護士 松田 世理奈

要 約

技術が複層的に集積する製品・サービスが増加する昨今において、最終製品・サービスに係る知的財産権の権利処理を効率的・効果的に行うことは、競争上大きな意義を有する。このような権利処理を可能にするパテントプールが形成され、多くの特許権者および実施者が参加するプラットフォームとなることは、競争促進的なものとして歓迎されるべきである。もちろん、パテントプールの形成・運営においては、競争法上の懸念があり得るため、パテントプールはその課題を克服したものである必要がある。

これに対し、技術集約的な製品・サービスのサプライチェーンのどこかの市場において有力な地位を占める事業者が、パテントプール類似の独自のライセンス契約（ライセンスプログラム）を提供することについては、どのように考えられるか。基本的にはパテントプールと同様の競争法上の懸念があるといえるが、当該事業者が市場支配的な地位をてこにして、事実上強制的に特許権者をライセンスプログラムに参加させる場合には、通常のパテントプールの形成・運営とは別の競争法上の問題があると考えられる。

目 次

1. はじめに
2. パテントプールと競争法
 - (1) パテントプールとは
 - (2) パテントプールに対する競争法上の考え方
 - (3) 標準必須特許（SEP）との関係でのパテントプールの分析・評価
3. クロスライセンス契約と競争法
 - (1) クロスライセンス契約とは
 - (2) クロスライセンス契約に対する競争法上の考え方
4. クアルコム事件（日本）
 - (1) 事案の概要
 - (2) 排除措置命令
 - (3) 審決
5. パテントプールと有力事業者とのクロスライセンス契約に関する考察
 - (1) パテントプールの視点からのクアルコム事件のとらえ直し
 - (2) 本件パテントプールの反競争性
6. おわりに

1. はじめに

IoTの普及や技術の高度化、産業のソフトウェア化が進展するにつれて、ある製品・サービスを製造販売するに当たり、複数の事業者との間で知的財産権の権利処理をすることがますます必要になっている。

技術集約的な製品・サービスの市場に参入するに当たり、効率的に権利処理ができないと、当該市場に容易に参入できなくなる。複数の権利者間での権利処理の仕組みとしては、クロスライセンス契約（マルチプルライセンス契約）およびパテントプールが考えられる。クロスライセンス契約は、複数の権利者が実施者の立場を兼ねている場合に有用である。他方で、昨今の技術集約的な製品・サービスに関しては、単に技

術が集積しているのみならず、その技術が複層的になっているため、権利者と実施者が必ずしも水平的な関係になく、通信技術の特許権者と自動車メーカーのように垂直的な関係に立つケースも増えてきている。

本稿では、このような状況におけるパテントプールの有用性と競争法上の留意点等を整理した上で、技術集約的な製品・サービスのサプライチェーンのどこかの市場において有力な地位を占める事業者が、パテントプール類似の独自のライセンス契約（ライセンスプログラム）を提供することについて、パテントプールとのアナロジーの観点から、競争法上の留意点を考察する。

なお、本稿では、日本の競争法としての法律を「独禁法」といい、独禁法以外も含む競争法の準則について「競争法」ということがある。やや不統一な記載にもみえるが、何卒ご容赦いただきたい。

2. パテントプールと競争法

(1) パテントプールとは

パテントプールとは何か。定義は様々にあるが、日本の公正取引委員会（以下「公取委」という。）の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成 28 年 1 月 21 日改正）（以下「知財ガイドライン」という。）においては、「ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれの所有する特許等または特許等のライセンスをする権限を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」と定義されている⁽¹⁾。WIPO（世界知的所有権機関）事務局のレポートでは、パテントプールとは「2 以上の特許権者が、相互または第三者に対して、1 以上の特許をライセンスする合意」と定義されている⁽²⁾。

パテントプールの歴史は古く、米国において 19 世紀半ばにミシンの特許に関するパテントプールが存在しており、第一次大戦中には航空機の特許に関するパテントプールが形成されていた⁽³⁾。その後、様々な技術や製品・サービスを対象として、多くのパテントプールが形成されてきた。

パテントプールは、一般に、ライセンサーとして参加する企業または独立した管理機関によって設立され、ライセンス活動が行われる。

近年、技術の高度化や産業のソフトウェア化がますます進展する中で、各製品・サービスの構成技術が複雑化・細分化し、ある製品・サービスを販売するに当たり、多くの特許権者の許諾を得ることが必要になる場面が増えてきている。このような状況において、パテントプールの有用性が改めて見直されている。

すなわち、パテントプールは複数の特許ライセンスを一括して行うことができるため、構成技術が複雑化・細分化した製品・サービスの製造販売において、権利処理を効率的に行いやすい（ワンストップサービスによる効率化）。また、パテントプールでは、ライセンサーの参加インセンティブを損なわないように、ロイヤルティの総額をある程度合理的な範囲に定めるので、個々の特許権者から個別にライセンスを受けることによる累積ロイヤルティの高額化（ロイヤルティ・スタッキングの問題）を避けられる手法と考えられている⁽⁴⁾。この点は特許権者からみた場合には、パテントプールを活用することにより、発明の対価であるロイヤルティ収入が低減するというデメリットとも受け取れるが、特許権者は実施者の立場を兼ねていることも多く、その場合には実施者の立場としてロイヤルティ・スタッキングの問題を回避するメリットを享受できているといえ、これに加えて個々の取引コストや侵害訴訟対応コストの削減のメリットもあるから、一概に

(1) 知財ガイドライン第 3 の 2 (1) ア

(2) WIPO “PATENT POOLS AND ANTITRUST – A COMPARATIVE ANALYSIS” (Prepared by the Secretariat March 2014) P.3

https://www.wipo.int/documents/743993/747687/patent_pools_report.pdf

(3) 加藤恒『パテントプール概説 技術標準と知的財産問題の解決策を中心として』（発明協会、2006 年）2～5 頁

(4) 特許庁／（社）発明協会アジア太平洋工業所有権センター「パテントプール」（2009 年）6 頁

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/document/index/patent_pools_jp_2009.pdf

パテントプールが特許権者にとって経済的なデメリットがある仕組みであるとはいえないと思われる。

このほか、パテントプールにおいては、特許権者同士がライセンスしあう関係もあるため、侵害の有無や有効性について係争として厳密に争うことなく、ある程度柔軟に認めあうことが合理的な選択となる（紛争回避機能）。パテントプールで複数の特許について権利処理がなされることにより、その特許技術を用いた製品・サービスの市場において多くの製品・サービスがリリースされ、競争が活発になるというメリットが見出せる。

表1 パテントプールの主なメリット

項目	内容・効果
ワンストップサービス	技術集約的な製品・サービスに関する効率的な権利処理（取引コストの削減）
ロイヤルティの抑制機能	累積ロイヤルティの高額化（ロイヤルティ・スタッキングの問題）の回避
紛争回避機能	侵害の有無や有効性に係る係争の回避

このように、パテントプールは、技術が細分化されて特許権により私有化されることによる資源の過少利用（アンチコモنز）の悲劇を回避し、技術の社会における効率的な利用に資するものであり、その技術を用いた製品・サービスの市場の競争を促進するという面を持つ。

ある標準規格に準拠するパテントプールが活用されるためには、当該標準規格に必須な特許権を多く取り込む必要があるが、必須な特許権をすべて取り込むことは実際上容易ではなく、多くの標準規格との関係で、パテントプールと各特許権者による個別ライセンスとが併存している状況にある。

(2) パテントプールに対する競争法上の考え方

パテントプールは、競争法との関係で無条件に許容されるものではない。つまり、ある製品・サービスに関する技術に特許権を持つ事業者同士は、往々にしてその製品・サービスの市場で競合していたり、関連する技術分野において開発の競争相手としてしのぎを削っていたりする。そのような立場にある者同士が、お互いの特許権を共同でライセンスするという仕組みをとる場合、市場競争に悪影響を与える可能性がある。

公取委は、知財ガイドラインおよび「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（平成19年9月28日改定）（以下「パテントプールガイドライン」という。）において、パテントプールに対する独占禁止法上の考え方を示している。

まず、知財ガイドラインでは、パテントプールについて、事業活動に必要な技術の効率的利用に資するものであり、それ自体が直ちにカルテル（不当な取引制限（独占禁止法2条6項））に該当するものではないと整理されている。他方で、知財ガイドラインによると、次のような場合にはカルテルに該当し得る⁽⁵⁾。

- (i) 一定の技術市場において代替関係にある技術に権利を有する者同士が、パテントプールを通じてライセンスをする際に、ライセンス条件について共同で取り決めたり、プールする技術の改良やライセンス先を相互に制限したりすることにより、当該技術の取引分野における競争を実質的に制限する場合
- (ii) 一定の製品市場で競争関係に立つ事業者が、製品を供給するために必要な技術を相互に利用するためにパテントプールを形成し、それを通じて必要な技術のライセンスを受けるとともに、当該技術を用いて供給する製品の対価、数量、供給先等についても共同して取り決めることにより、当該製品の取引分野における競争を実質的に制限する場合

(5) 知財ガイドライン第3の2(1)

- (iii) 一定の製品市場において競争関係にある事業者が、製品を供給するために必要な技術についてパテントプールを形成し、他の事業者に対するライセンスは当該プールを通じてのみ行うこととする場合において、新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的理由なく拒絶することにより、共同して新規参入を阻害する、または共同して既存事業者の事業活動を困難にするものであり、当該製品の取引分野における競争を実質的に制限する場合

このように、知財ガイドラインでは、パテントプールの形成や運営に関し、競合事業者間における競争制限的な取決めがある場合を念頭に、3つの場面に分けてカルテルに該当するケースを整理している。

これに対し、パテントプールガイドラインでは、標準規格に係るパテントプールに限定して、パテントプールの形成およびパテントプールを通じたライセンスのあり方に関し、独禁法違反となり得る事象を整理している。

具体的には、パテントプールの形成における潜在的な問題として、対象特許の範囲（必須特許以外を含むか）、パテントプールの参加に係る不合理な制限の有無、製品の生産・販売数量、販売価格などライセンシーの事業活動に関する重要な情報（競争上の機微情報）に関するアクセス制限の有無という3つの観点に言及している⁽⁶⁾。また、パテントプールを通じたライセンスにおける潜在的な問題として、知財ガイドラインにおけるライセンスに係る考え方を土台に、差別的なライセンス条件、研究開発の制限、グラントバック（改良技術のライセンス）、不競争義務および非競争義務について検討している⁽⁷⁾。ちなみに、グラントバックについては、標準規格技術の改良・応用の成果が必須特許となる場合に、プール参加者（ライセンシー）に対して非独占的な許諾としてグラントバックの義務を課すことは、ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合は、通常は独禁法上問題となるものではないとされている⁽⁸⁾。

以上のように、公取委のガイドラインは、標準規格以外との関係ではカルテル該当性のみについて、標準規格との関係では、パテントプールの形成やライセンス条件における具体的な問題行為について記述している。公取委のガイドラインは、2つのガイドラインにまたがっていることもあり、パテントプールに関するどのような行為がどこで整理されているか一見してわかりづらく、個別の行為類型を離れた準則や着眼点を網羅的に把握するにはあまり適していない。現に、筆者の個人的な経験として、パテントプールに関する独禁法の一般的な考え方について、ライセンスを生業としている方にもやや誤解されていると感じたことがある。

そこで、本稿では、パテントプールによるライセンスが競争に悪影響を与える可能性について、公取委のガイドラインとは別の観点で、要点を整理することを試みたい。

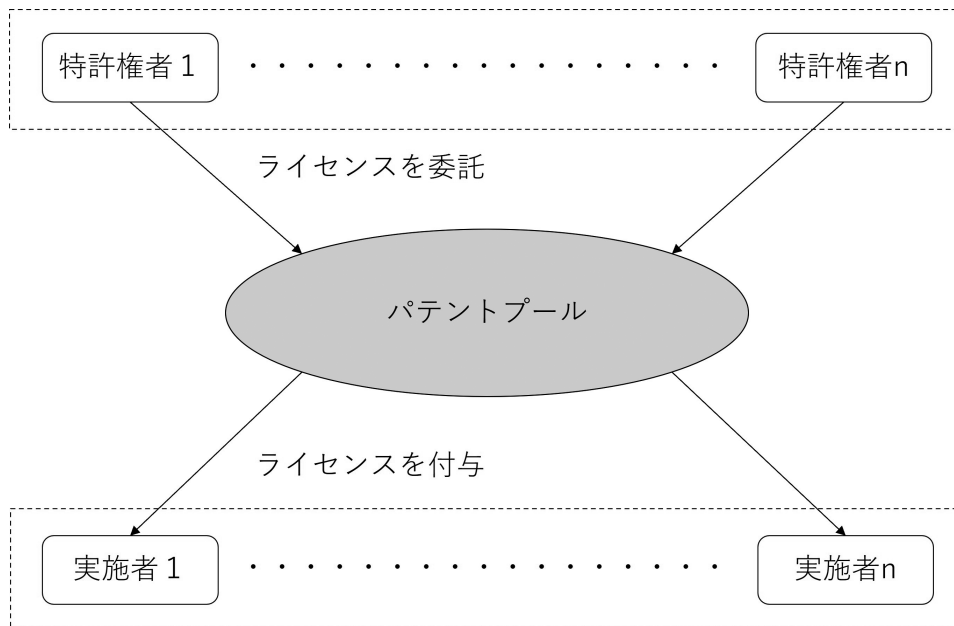
まず、パテントプールは、複数の特許権者から委託された特許権を複数の実施者にライセンスするという仕組みをとる。非常に単純化された模式図にすると図1のようなイメージである。特許技術を投入物としてみた場合、川上市場に複数の特許権者、川下市場に複数の実施者がいて、パテントプールというプラットフォームを通じて特許ライセンスを提供すると理解できる。ただ、現実には、特許権者は実施者を兼ねることもあるので、図1はあくまで理解の便宜のための簡易的な模式図である。

(6) パテントプールガイドライン第3の2

(7) パテントプールガイドライン第3の3

(8) パテントプールガイドライン第3の3(3)イ

図1 パテントプールの模式図



パテントプールを形成・運営する際に想定される競争法リスクの典型は、特許権者同士が相互に拘束しあうことによりカルテルに該当するリスクである。

具体的な懸念としては、①代替技術を束ねて共同でライセンスすることにより、あるいは最終製品・サービスの市場競争を制限するライセンス条件の設定により、代替技術間あるいは最終製品・サービス市場の競争を減少させてしまうこと（対象となる技術や製品等に係る競争制限）、②特許権者の単独の権利行使を制限することにより、ライセンス供与の市場において競争を減少させてしまうこと（ライセンスに係る競争制限）が挙げられる。

また、パテントプールの運営やライセンスの供与のあり方についても、競争法上の懸念があり得る。

具体的には、③パテントプールにおいて、競争上の機微情報（最終製品・サービスの価格や数量等）が競争事業者間で交換されることにより、最終製品・サービスの価格カルテル等の違法な行為につながるおそれがあること（機微情報の交換）、④ライセンシーにグラントバック等⁽⁹⁾の義務を課すことにより、参加事業者の技術開発インセンティブを損ない、将来の潜在的な技術間の競争を減少させてしまうこと（将来技術に係る競争制限）、⑤パテントプールへの参加やライセンス条件に関し、不合理に事業者を差別的に取り扱い、これにより最終製品・サービス市場の競争を減少させること（事業者の不当な締出し等による競争制限）、⑥必須または重要な特許と不必要な特許（不競争義務を課すなどして、本来無効にされるべき権利や消滅した権利を対象特許に加えることも含む。）を一括してライセンスすることにより、関連する技術間や製品・サービス市場において競争を制限すること（バンドリングによる競争制限）が挙げられる。

前記①（対象となる技術や製品等に係る競争制限）の懸念のとおり、代替技術を含むパテントプールは、一般に競争上の弊害が効率性向上による競争促進効果を上回る蓋然性が高いと考えられている⁽¹⁰⁾。代替技術を束ねる場合に比べると、相互に補完的な技術をもってパテントプールを形成・運営することは、競争上

(9) 例えば、標準規格のパテントプールにおいて、当該標準規格と直接関係のないプール参加者の特許権について非競争義務やライセンス義務を課すことは、この点に含まれると思われる。

(10) “ANTITRUST ENFORCEMENT AND INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: Promoting Innovation and Competition” (DOJ and FTC, April 2007) では、代替技術を含むものであっても競争促進的であり得ると考えられるケースがあることが指摘されている（CHAPTER 3 III D1）。

<https://www.justice.gov/archives/atr/antitrust-enforcement-and-intellectual-property-rights-promoting-innovation-and-competition>

の弊害が大きくない。ただし、複数の技術の関係が代替的か補完的かということは、それほど容易に判別できるものではない。代替特許をパテントプールに含めないためには、当該特許がパテントプールの目的において必須のものであるか否かを判断するアプローチが有効であるとの指摘がある⁽¹¹⁾。

前記④（将来技術に係る競争制限）に関し、パテントプールにおけるグラントバック（改良技術のライセンスバック）の取決めは、当該技術を利用した最終製品・サービスの市場における競争を促進する効果があり得る一方で、元来のライセンス対象技術とは無関係な広範な技術が対象に含まれ得ること等により、後続の技術革新を阻害し得る効果があり得る。パテントプールにおいてグラントバックの取決めを行う際には、パテントプール内の既存特許に対する改良の範囲内であって、パテントプールの目的に必須のものに限定し、かつ非独占的な許諾に留めるなどして、競争促進効果を超えるような競争上の弊害をもたらさない仕組みのものとするべきと考えられている⁽¹²⁾。

表2 パテントプールに対する競争法上の懸念

① 対象となる技術や製品等に係る競争制限
② ライセンスに係る競争制限
③ 機微情報の交換
④ 将来技術に係る競争制限
⑤ 事業者の不当な締出し等による競争制限
⑥ バンドリングによる競争制限

(3) 標準必須特許（SEP）との関係でのパテントプールの分析・評価

パテントプールのメリットは、技術集約的な製品・サービスが増加する現代において、改めて注目されている。

欧州委員会は、2018年7月に、IoTの進展により技術集約的な製品・サービスが増加する状況において、標準必須特許（SEP）の効率的・効果的なライセンスの枠組みの確保とそれに必要な政策的な措置を検討するため、専門家グループ（以下「SEP専門家グループ」という。）を設置した。

SEP専門家グループは、2021年1月に、検討の成果としてレポート⁽¹³⁾（以下「本レポート」という。）を公表しており、標準必須特許に係る多岐にわたる論点について詳細な考察を行っている。その中で、SEP専門家グループはパテントプールに対する改めての評価や分析を行っているため⁽¹⁴⁾、本稿でその要旨を取り上げてみたい。

本レポートは、まずパテントプールに対する従来の競争法上の考えを総括して、パテントプールが競争法上のリスクを最小化するために、セーフハーバーとして、次の主要な条件を満たす必要があるとしている。

- パテントプールの対象が技術的に必須なものであること
- 技術的必須性が独立した評価者によって検証されなければならないこと
- パテントプールの対象に商業的に必須の特許を含むことも許容され得るが、商業的必須性の判断手法に確立されたものがないことに留意すること
- 特許権者が独立して自らの特許権を行使できる権利を保持しなければならないこと。特許権者による個

(11) 前掲脚注10 (DOJ and FTC) CHAPTER 3 III D1

(12) 前掲脚注10 (DOJ and FTC) CHAPTER 3 III D3

(13) Group of Experts on Licensing and Valuation of Standard Essential Patents 'SEPs Expert Group' (E03600) "Contribution to the Debate on SEPs" (January 2021)

(14) 前掲脚注13 (SEPs Expert Group) PART3.5

別ライセンスの料率は、当該特許権者のシェアを考慮した際のパテントプールの料率と一致しない場合があるが、当該特許権者の FRAND 義務と整合的である必要があること

- 規格に準拠した製品・サービスとの関係ですべての事業者にご利用可能であること
- 同一規格の必須特許に係るグラントバックであれば、プールライセンスの取得条件とすることは認められること。なお、グラントバックの条件はパテントプールが申し出る条件と同一である必要はない。
- パテントプールが、プール参加者（特許権者・実施者）の製品の価格設定に影響を与えないこと

また、本レポートは、過去の実績からすると、次の条件を満たすパテントプールは成功し得ると分析しており⁽¹⁵⁾、個別ライセンス（二者間ライセンス）でのプログラムが確立されている技術領域⁽¹⁶⁾においては、パテントプールが成功しづらい点にも言及している。

- I. 十分な数の特許権者を集め、ライセンスの効率化を実現できること
- II. パテントプールのロイヤルティについて、市場において実施者の大部分から受容されること
および／または
- III. 相当数の特許権者および／または実施者が、個別のライセンスよりもパテントプール経由のライセンスにメリットがあると認識すること

本レポートは、標準必須特許に係るパテントプールのメリットとして、一般的なパテントプールのメリットに加え、ライセンシーの差別リスクの低減、個別の特許権者によるホールドアップの懸念の緩和、必須性の確実性の向上、非協力的な実施者に対する特許権者の訴訟コストの削減の可能性を挙げている。また、デメリットとして、実施者における必須性や有効性を争うインセンティブの低下、パテントプール内で特許数に比例して収益分配を行うことによる機会主義的な特許出願戦略の誘発リスク（これによるパテントプールの取引コスト削減効果の相殺のおそれ）等を挙げる。

過去に成功を取めたパテントプールの事例から、本レポートは、次の要素を1つ以上含むことが、パテントプールに係る確立されたベストプラクティスであると述べている。

- 分割特許には収益分配を行わない、あるいは限られた数の分割特許に収益分配を行うこと等で、特許数を増やすためだけに大量の分割特許を出願するという機会主義的な行動のインセンティブを抑制すること
- 収益分配において特許の価値の重みづけを行うこと
- 迅速かつ低コストの必須性の異議申立手続を導入し、特許権者および実施者に必須性を争うインセンティブを付与すること
- 非協力的な実施者への訴訟において、自らの標準必須特許を1件以上提供することを奨励するインセンティブを導入し、公平な競争環境を構築する取組みを支援すること

このような標準必須特許におけるパテントプールの留意点や成功の要因を整理した上で、本レポートは、標準必須特許／標準必須特許権者の増加を踏まえると、IoTの領域における権利処理において、多くの関係者がパテントプールを魅力的な解決手段ととらえていると述べる。特に、知的財産権に特有の問題の対応に不慣れな中小企業において、IoT分野での煩雑な権利処理は参入障壁になり得るから、この点の煩雑さを解

(15) 本レポートでは、パテントプールの成功指標はライセンスカバー率（ライセンスのシェア）であるとしている。

(16) 本レポートでは具体例として、無線規格や携帯移動通信規格を挙げる。

消する手段として、パテントプールは注目される。また、特許権者の立場からみても、技術集約的な製品・サービスにおいては、個別のライセンスに困難が伴う。すなわち、実施者が細分化されることになるから、個別のライセンスに要する労力・コストが格段に増える上に、実施者は特許権者でないことも多いので、ライセンスの取得に必ずしも積極的でない。

以上のとおり、IoTのように技術集約的な製品・サービスが増加する昨今においては、ますます知的財産権の権利処理が混迷を極めており、これを効率的・効果的に行い、最終製品・サービスの市場への参入や当該市場での活発な競争を実現するために、パテントプールは一つの有効な解決手段として改めて認識されているといえる。

3. クロスライセンス契約と競争法

(1) クロスライセンス契約とは

次に、パテントプールと類似のものとして、クロスライセンス契約についても取り上げたい。

クロスライセンス契約とは、「技術に権利を有する複数の者が、それぞれの権利を、相互にライセンスをすること」などと定義される⁽¹⁷⁾。複数の特許権者の間において、お互いに自らの特許権について相手方に実施を許諾するということである。一般に、お互いの技術をライセンスして補完し得る関係にある場合に利用される方式である⁽¹⁸⁾。個々の特許を相互にライセンスする方法もあれば、複数の特許を束ねて包括的にライセンスする方法（包括的クロスライセンス）もある。例えば電機業界のように、1つの製品・サービスが多数の特許技術で構成されているような業界では、ある製品・サービスを製造販売するために必要な特許権を1社ではカバーできないため、クロスライセンス契約が積極的に活用される傾向にある。

一般に、クロスライセンスにおいて対価の協議を行う場合、単純に相互の料率を比較するのではなく、お互いの特許権がどのくらい利益に貢献するかという点について交渉が行われる。例えば、お互いに特許を評価し、実施を許諾する対象製品・サービスを決め、その製品・サービスに必要な特許の選択・グレード分けを行うなどして、契約の対価を決定する⁽¹⁹⁾。

(2) クロスライセンス契約に対する競争法上の考え方

クロスライセンス契約も、パテントプールと同様に、特許技術を実施する権利を共有するという複数の特許権者の相互の同意に基づくものであり、補完的な技術の統合、取引コストの削減、製品・サービス市場への参入障壁の除去、特許紛争に係る不確実性の低減等により、関連する競争領域における効率性の向上が見込まれるものであることは従来から認識されている⁽²⁰⁾。米国の司法省 (DOJ) および公正取引委員会 (FTC) の知的財産に関するガイドライン⁽²¹⁾でも、クロスライセンス契約はパテントプールと同じ項目で取り上げられている。

クロスライセンス契約は、パテントプールと基本的に同様に考えられるので、やはり競合事業者の間での共同価格設定や生産調整といったカルテルに該当するリスクがある。日本の知財ガイドラインにおいても、クロスライセンス契約を行う事業者らの一定の製品市場において占める合算シェアが高い場合、当該製品の対価、数量、供給先等について共同で取り決める行為や他の事業者へのライセンスを行わないことを共同で取り決める行為、技術の利用範囲としてそれぞれが当該技術を用いて行う事業活動の範囲を共同して取り決

(17) 知財ガイドライン第3の2(3)ア

(18) 吉川達夫・森下賢樹編著『ライセンス契約のすべて 実務応用編～交渉から契約締結までのリスクマネジメント～改訂第2版』(第一法規、2025年)182頁(山浦勝男執筆)

(19) 高橋伸夫・中野剛治『ライセンシング戦略 日本企業の知財ビジネス』(有斐閣、2007年)59頁

(20) 前掲脚注10(DOJ and FTC) CHAPTER 3 IV

(21) "Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property" (DOJ and FTC, January 12, 2017)

める行為は、カルテル（不当な取引制限）に該当すると記載されている⁽²²⁾。

また、クロスライセンス契約においても、パテントプールと同様に、グラントバックの取決めには競争に対する正負の両面の効果があり得る。

なお、知財ガイドラインでは、ライセンス契約一般の話として、グラントバックについて、ライセンシー自らの利用を妨げなければ、ライセンシーの研究開発意欲を損なうおそれがあるとは認められないので、原則として独禁法違反とならないと整理されている。ただし、改良技術のライセンス先を制限する場合（例えば、ライセンサーの競合事業者へのライセンスを不可とする場合など）は、ライセンシーの研究開発意欲を損なうことにつながり、また、技術市場または製品市場におけるライセンサーの地位を強化するものとなり得るので、公正競争阻害性を有する場合には独禁法違反となると整理されている⁽²³⁾。

4. クアルコム事件（日本）

(1) 事案の概要

具体的なケースとして、日本において、技術集約的な製品に係る複数当事者間でのライセンス契約について独禁法違反が問題となった事件を紹介したい。

本事件は、携帯無線通信の第三世代標準規格（CDMA）に係る知的財産権（以下「CDMA 知的財産権」という。）のライセンスに関し、ライセンサーである米国法人クアルコム・インコーポレイテッド（以下「クアルコム」という。）が、ライセンシーである日本国内の CDMA 携帯電話端末等の製造販売事業者（以下「国内端末等製造販売業者」という。）の保有する知的財産権の実施権を無償で許諾させたなどとして、拘束条件付取引の疑いをかけられた事件（以下「クアルコム事件」という。）である。

クアルコムは、FRAND 宣言対象⁽²⁴⁾の知的財産権（以下「宣言対象知的財産権」という。）を含む、クアルコム等が保有しまたは保有することとなる CDMA 知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対して、その実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権の保有状況等を異にする国内端末等製造販売業者それぞれに対して、クアルコムに対して支払うべき許諾料の算定方法および算定料率をおおむね同一として、次のⅠまたはⅡを内容とする規定を含み、おおむねⅢを内容とする規定をも含む契約案（以下「本契約案」という。）を提示して、その受入れを求めた。なお、Ⅲの条項を入れることは、ライセンシーの任意とされていた。

- I. クアルコム等⁽²⁵⁾による CDMA チップ⁽²⁶⁾等の製造、販売等のために、国内端末等製造販売業者等が保有しまたは保有することとなる知的財産権について、国内端末等製造販売業者がクアルコムに対してその実施権等を無償で許諾する旨
- II. クアルコム等による CDMA チップ等の製造、販売等またはクアルコムの顧客による CDMA チップ等の使用等について、国内端末等製造販売業者等がその保有しまたは保有することとなる知的財産権に基づいてクアルコム等またはクアルコムの顧客に対して権利主張を行わないことを、国内端末等製造販売業者が約する旨
- III. クアルコムのライセンシー（CDMA 携帯電話端末等の製造、販売等について、当該クアルコムのライセンシーがその保有しまたは保有することとなる知的財産権に基づいて他のクアルコムのライセン

(22) 知財ガイドライン第3の2(3)イ、ウ

(23) 知財ガイドライン第4の5(9)イ

(24) より正確にいうと、社団法人電波産業会に設置された規格会議において該当事業者に提出させることとしていた、必須の知的財産権に係る実施権等の許諾についての取扱いを記載した書面に記載された知的財産権のことを指す。

(25) クアルコムおよびその関係会社を含む。

(26) ベースバンドチップと呼ばれる CDMA 規格の端末に内蔵するチップのことである。

シーに対して権利主張を行わない旨の規定またはこれに類する規定を含む契約をクアルコムと締結している者に限る。)による CDMA 携帯電話端末等の製造、販売等について、国内端末等製造販売業者等がその保有または保有することとなる知的財産権に基づいて当該クアルコムのライセンシーに対して権利主張を行わないことを、国内端末等製造販売業者が約する旨

この契約案の提示を受けた国内端末等製造販売業者は、次の i ~ v の事情等を踏まえ、第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等の製造、販売等を開始するため、クアルコムとの間で、前記 I または II を内容とする規定を含み、おおむね前記 III を内容とする規定をも含むライセンス契約（以下「本件ライセンス契約」という。）を、おおむね 2000 年 3 月以降 2001 年 3 月までに、それぞれ締結することを余儀なくされた。

なお、v について、クアルコムは、2001 年 7 月に、分社化を行わないこととする旨を公表した。

- i. 第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等の製造、販売等を行うために必須の知的財産権について実施権等の許諾を受けることがその事業上重要となったところ、クアルコムから宣言対象知的財産権について実施権等の許諾を受けることが不可欠であると認識していたこと
- ii. クアルコムから実施権等の許諾を受けることとなる知的財産権の内容について、クアルコムから開示を受けて検討する機会を与えられなかったため、当該知的財産権の価値を評価できなかったこと
- iii. クアルコムが、国内端末等製造販売業者に対して、本契約案について速やかに受け入れない場合には契約一時金を増額する旨を示唆したこと
- iv. クアルコムが、本契約案について修正を求めた国内端末等製造販売業者に対して、第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話基地局の販売差止めを求める訴訟を提起することも辞さない旨を示唆したこと
- v. 2000 年 8 月頃になって、クアルコムから、半導体集積回路の製造、販売等に係る事業の全部および宣言対象知的財産権のうちの一部を分社化により別法人に譲渡等する計画を伝えられ、かつ、当該分社化が実施される場合には、クアルコムは半導体集積回路の製造、販売等に係る事業を行わないこととなる結果、クアルコムは、国内端末等製造販売業者が保有または保有することとなる知的財産権等について、国内端末等製造販売業者から半導体集積回路の製造、販売等のためにその実施権等の許諾を受けることが不要となる一方、国内端末等製造販売業者は、クアルコムが保有または保有することとなる知的財産権等のうち当該別法人に譲渡等されるものについて、当該別法人から半導体集積回路等の製造、販売等のためにその実施権等の許諾を受けることが必要となるところ、当該別法人による当該許諾に係る許諾料等の条件は不明である旨を示唆され、このため、国内端末等製造販売業者は、自らが保有または保有することとなる知的財産権等について、本契約案に係る交渉においてその価値を評価するようクアルコムに求めることが困難となったこと

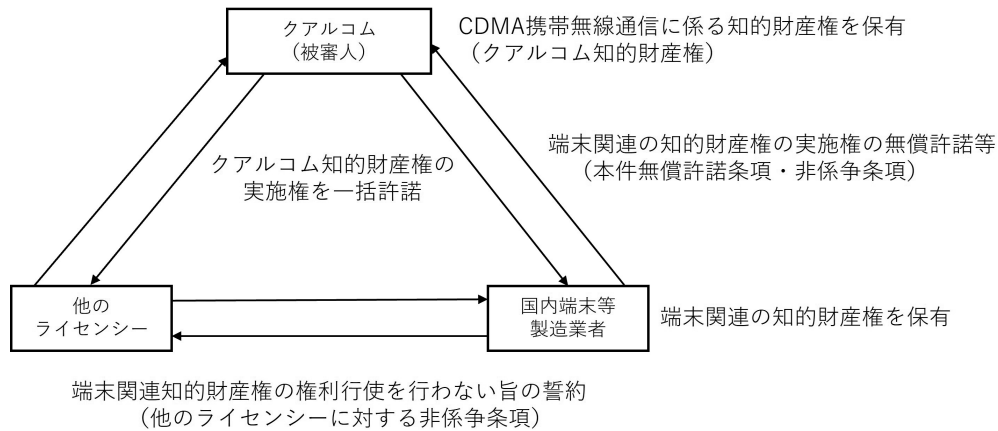
このように本件ライセンス契約は、クアルコムが国内端末等製造販売業者に対し、自社の CDMA 知的財産権についてライセンスを行い、許諾の対価を得るとともに、国内端末等製造販売業者等⁽²⁷⁾の保有する CDMA 携帯電話端末等に関連する知的財産権（以下「端末関連知的財産権」という。）について、自らへの実施許諾（あるいは権利不行使）を約させ、自らの CDMA チップ等を組み込んだ顧客に対する権利不行使を約させるというものであった（本件無償許諾条項・非係争条項）。

また、ライセンシーは、本件ライセンス契約において、任意により、クアルコムの他のライセンシーと端

(27) 国内端末等製造販売業者およびその関係会社のことを指す。

末関連知的財産権に係る相互の権利不行使を約すことも可能であった（他のライセンシーに対する非係争条項）。本件ライセンス契約の構図を模式的に表すと図2のとおりである。

図2 クアルコム事件の構図



(2) 排除措置命令

公取委は、クアルコムが、本件ライセンス契約に当たり、国内端末等製造販売業者等の端末関連知的財産権について、実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等が端末関連知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせているものであり、拘束条件付取引に該当するとして、2009年9月28日、本件ライセンス契約の前記Ⅰ～Ⅲの条項の破棄等を命ずる旨の排除措置命令（以下「本排除措置命令」という。）を出した⁽²⁸⁾。

公取委は、本件ライセンス契約がクアルコムから国内端末等製造販売業者に対する一方向のライセンス契約であることを前提とした上で、前記Ⅰ～Ⅲの条項について、国内端末等製造販売業者からクアルコムまたはその顧客等に対する無償での許諾もしくは非係争の条項であると位置づけ、当該条項により国内端末等製造販売業者のCDMA携帯電話端末等の関連技術に関する研究開発意欲が損なわれ、クアルコムの当該技術市場における有力な地位を強化するおそれがあるとして、公正競争阻害性が認められると結論付けた。

これに対し、クアルコムが、本排除措置命令の取消しを求めて審判開始請求を行った。クアルコムは、本件ライセンス契約が包括的なクロスライセンス契約であると述べて、本排除措置命令の根本的な認定の誤りを主張した。

(3) 審決

審判手続において、クアルコムと公取委の審査官（以下「審査官」という。）の間で長年にわたり議論がくり広げられ、最終的に、2019年3月13日、公取委は、本排除措置命令を全部取り消すとの審決（以下「本審決」という。）を行った⁽²⁹⁾。

本審決は、本件ライセンス契約がクロスライセンス契約としての性質を有することを認定した上で、クロスライセンス契約を締結すること自体は原則として公正競争阻害性を有するものとは認められないと述べ、本件ライセンス契約について公正競争阻害性を認定するためには、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するなどの証拠等に基づくある程度具体的な立証等が必要になるとした。そして、本審決は、本件ライセンス契約については、通常のクロスライセンス契約に比して、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲

(28) 平成21年(措)第22号 クアルコム・インコーポレイテッドに対する件

(29) 平成22年(判)第1号

を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理である等の事情は認められず、公正競争阻害性に係る具体的な立証はされていないとして、本件ライセンス契約が独禁法違反である旨の審査官の主張を排斥した。

なお、本審決は、傍論として、クアルコムが、第三代携帯無線通信規格に必須である知的財産権を保有しており、CDMA 携帯電話端末等に関する技術に係る市場において有力な地位を有していたものと推認されることから、クアルコムによる国内端末等製造販売業者との間の本件ライセンス契約の締結に至る過程において、「独占禁止法による何らかの規制を受けるべき行為が認定される余地があったとも考えられる」と付言した。

5. パテントプールと有力事業者とのクロスライセンス契約に関する考察

(1) パテントプールの視点からのクアルコム事件のとりえ直し

クアルコム事件は、技術集約的な製品・サービスに係るライセンス契約のあり方について、独禁法の視点から問題提起をしたものの、その解決策やあるべき考え方については曖昧な点が残された。クアルコム事件は、2000年頃のCDMA規格に係るライセンスに関するものであるが、その本質的な課題は、技術の複雑化や産業のソフトウェア化が進む現在にも依然として存在する。

前記4(3)のとおり、本審決は、本件ライセンス契約が一方のライセンス契約ではなく、クアルコムと国内端末等製造販売業者との間の双方向のライセンスの性質であると判断した。その判断自体は正当であるが、本件ライセンス契約は、クアルコムからCDMAチップ等を購入する顧客との関係での権利不行使の義務（非係争条項）を含むものである。そうすると、本件ライセンス契約を締結するということは、国内端末等製造販売業者にとって、少なくともクアルコムと当該国内端末等製造販売業者という複数の特許権者の保有する特許権について、複数の実施者（クアルコム等、国内端末等製造販売業者、クアルコムの顧客）に対しライセンスするというパテントプールに参加するのと同じことであったといえる。

そうすると、本件ライセンス契約は、単なるクロスライセンス契約の性質というよりも、国内端末等製造販売業者をクアルコムが仕組んだ一種のパテントプール（以下「本件パテントプール」という。）へ参加させる性質を持つ契約としてとりえ直すことが可能である。

(2) 本件パテントプールの反競争性

本件ライセンス契約を実質的に本件パテントプールへの参加の契約としてみた場合、「独占禁止法による何らかの規制を受けるべき行為」があったのか、それは何かという点について、従来と違った分析が可能である。前記2(2)で整理したとおり、パテントプールにおける競争上の懸念としては、少なくとも次の6点が挙げられる。

- ① 対象となる技術や製品等に係る競争制限
- ② ライセンスに係る競争制限
- ③ 機微情報の交換
- ④ 将来技術に係る競争制限
- ⑤ 事業者の不当な締出し等による競争制限
- ⑥ バンドリングによる競争制限

①について、本審決の認定によると、本件ライセンス契約の対象は、クアルコムおよび国内端末等製造販売業者が保有するCDMA規格の技術的・商業的必須知的財産権およびその改良技術に係る知的財産権に限られていた。そうであるとすれば、代替技術を束ねることによる競争制限の懸念は一応なかったと考えられ

る⁽³⁰⁾。

②について、本件ライセンス契約において、侵害事業者に対する独立した権利行使を制限するような条項はなかったと思われる。また、③についても、特段該当する事情は読み取れない。

④について、クアルコム事件において審査官が最も懸念していたのは、国内端末等製造販売業者の将来における研究開発意欲の減退であった。ただ、この点について、本審決の認定によると、前記ⅠまたはⅡの条項により国内端末等製造販売業者が許諾または権利不行使を義務付けられるのは、あくまでCDMA規格の技術的・商業的必須知的財産権の改良技術に係る知的財産権に限られていたとのことである。そうすると、グラントバックの対象は、「CDMA規格の実施」という本件パテントプールの目的（と思われるもの）に必須なものに限定されているといえるから、競争上の悪影響が生じにくい仕組みであったと考えられる（前記2(2)参照）。

⑤について、少なくともクアルコムとの本件ライセンス契約の締結という断面において、事業者間で不当に差別的な取扱いがあったという事情は読み取れない。

他方で、クアルコムがCDMA規格を実施する最終製品（CDMA携帯電話端末等）の部品（チップ）の有力なメーカーであり、自社のチップを購入した顧客に対し、本件パテントプールにライセンシーとして無償で参加したのと同等のメリットを与えていた点は注目すべきである。つまり、最終製品の製造販売のためにチップを必要とする事業者からすれば、クアルコムのチップを購入することで、クアルコム以外が保有する最終製品の製造販売に必須の知的財産権について無償で実施できることになる。そうすると、クアルコムが本件ライセンス契約を多くの国内端末等製造販売業者の間で締結することは、チップの製造販売市場からクアルコムにとってのチップの競合事業者を締め出す効果があったのではないかと考えられる。

⑥について、前記①のとおり、許諾対象はCDMA規格に必須の知的財産権に限られていたとのことであるから、必須でない技術を抱き合わせたというようなバンドリングの問題は見受けられない⁽³¹⁾。

以上にみたとおり、チップ市場による競争阻害の点（前記⑤）を除けば、本件パテントプールについて、①～⑥の観点から競争上の強い疑義があるとはいえないように思われる。

他方で、①～⑥以外の話として、そもそも本件パテントプールの形成の方法に疑問があったということはいえる。つまり、本件ライセンス契約では、クアルコムのみがロイヤルティを収受できる仕組みとなっており、国内端末等製造販売業者との間で公平な取決めとなっていなかった可能性がある。通常のパテントプールであれば、そもそも収益分配において合意に達しなければその特許権者は当該パテントプールに参加しなければよいだけなのであるが、クアルコム事件では、クアルコムが国内端末等製造販売業者にとって重要なチップの仕入先であったことから、「ライセンス契約を締結しなければチップを売らない」と圧力をかけられ、やむを得ず本件ライセンス契約を締結してしまったと推察される⁽³²⁾。

クアルコムの当時の事業戦略について、少しふえんして述べると、クアルコムは、顧客である端末等製造販売業者ら（最終製品メーカー）に対し、クアルコム保有の標準規格に必須の知的財産権に係るライセンス契約を締結しない限り、携帯電話端末等の製造販売に必要なチップを販売しないとする戦略をとってい

(30) ただし、その必須性の判別の適正性を担保する仕組み（独立した評価者による検証の仕組み）がなかったという問題点はある。

(31) この点に関しては、商業的必須知的財産権について、そもそもその必須性が疑われるものがあつたのではないかと前提の下、クアルコム事件は技術的必須知的財産権とそれ以外の関連する知的財産権との抱き合わせの問題とみる余地があるのではないかと指摘もある（向宣明・南部利之『独占禁止法 ビジネスに活かす事案からの教訓』（中央経済社、2024年）352～356頁）。

(32) クアルコム事件において、審査官は、高圧的な契約交渉の点に関し、クアルコムがCDMA規格に必須の知的財産権に基づく差止請求訴訟の提起を示唆したことに言及しているが、国内端末等製造販売業者も同様に必須の知的財産権を有していたのであるから、差止請求訴訟のリスクを負っていたのは国内端末等製造販売業者だけではない。そのため、国内端末等製造販売業者がチップの需要者でもあつたという点も、看過すべきでない事情と考えられる。

た⁽³³⁾。この戦略は、“No license-No chips”ポリシーと称される。クアルコムは、携帯電話端末等の製造販売に必要なチップの製造販売市場において、市場支配的な地位にあったとされ、クアルコムから当該チップを仕入れることは、端末等製造販売業者らにとって事業上必須の要素であったと考えられる⁽³⁴⁾。

日本のクアルコム事件の審判手続において、審査官は、「国内端末等製造販売業者が本件ライセンス契約の締結を余儀なくされる状況にあった」旨を主張しており、事実としてこの側面を訴えていたとみられる。ただ、審査官は、あくまで国内端末等製造販売業者の研究開発意欲の減退というロジックに拠っていたため、この高圧的な契約締結の経緯を公正競争阻害性にうまく結びつけることができなかった。

しかし、これが単なるライセンス契約ないしクロスライセンス契約という話ではなく、クアルコムが、チップ市場での市場支配的な地位をてこに、事実上強制的に国内端末等製造販売業者を本件パテントプールに参加させたとみれば、何らかの反競争性を帯びる行為ととらえることができるのではないだろうか。事実上強制的に本件パテントプールに国内端末等製造販売業者を参加させることは、国内端末等製造販売業者の本来有する知的財産権を制限するものであり、そのパテントプールを形成したクアルコムに一方的に有利な仕組みに巻き込むものである。ここでいう一方的に有利な仕組みとは、クアルコムにのみ本件パテントプールの収益分配がされること（収益分配の問題）と、クアルコムのチップの顧客が本件パテントプールに無償で参加できること（片面的な顧客優遇の問題）という2つの要素に分解できる。

収益分配の問題には、CDMA 規格に関する技術市場において、またはそれ以降の世代の携帯無線通信に係る技術の市場において潜在的にクアルコムと競合する国内端末等製造販売業者との間において、クアルコムが一方的に有利に取り扱われることにより、その後の研究開発投資の競争において不当に有利になるという面がある。片面的な顧客優遇の問題については、前記⑤でみたとおり、チップ市場におけるクアルコムの市場支配的地位を形成・維持・強化する面があったといえるのではないだろうか。

6. おわりに

技術集約的な製品・サービスに関し、競争上の懸念に留意した上でパテントプールが形成・運営されることは、最終製品・サービスの市場への参入を容易にさせ、当該市場の競争を活発化させる効果をもたらすものである。SEP 専門家グループが指摘するとおり、適法なパテントプールは奨励すべき仕組みである。

しかるに、関連する製品や技術の有力な事業者がパテントプール類似の仕組みを備えたライセンスプログラムを提供する場合、パテントプールと同様の競争法上の懸念があることに加えて、他の特許権者を事実上強制的にパテントプールに参加させることによる競争上の弊害があり得る。通常は、パテントプールへの参加は任意であり、特許権者が強制的に参加させられる事態はあまり想到されないが、クアルコム事件のように、最終製品・サービスに関連するいずれかの市場における地位をてこにしてライセンス契約を迫る場合には、そのような事態が起き得る。

クアルコムは、公取委の審判手続において、自社のライセンスプログラムについて、最終製品（CDMA 携帯電話端末等）の市場の競争を促進する効果を持つと主張していた。この主張は、一面において真実である。

しかし、前記5(2)でみたとおり、クアルコムのライセンスプログラム（本件パテントプール）は、収益分配の問題と片面的な顧客優遇の問題をはらんでおり、競争阻害的な面があったと思われる。クアルコム

(33) 韓国公正取引委員会（KFTC）は、クアルコムに対する事件においてこの点を明確に問題行為ととらえている。
Korea Fair Trade Commission “In re Alleged Abuse of Market Dominance of Qualcomm Incorporated” Decision No.2017-0-25 (2017)

(34) 米国のクアルコムに対する事件においても、“No license-No chips”ポリシーは問題視された。このポリシーの反競争性に関しては、伊藤隆史・松田世理奈・水本貴久「異業種間の標準必須特許ライセンスに関する独占禁止法上の考察」（競争政策研究センターディスカッションペーパー、2019年）において分析したので、詳細はそちらに譲る。

が、CDMA 規格に関する必須の知的財産権を持つ事業者との間で対等に協議し、合意によりパテントプールを形成していればこのような問題は起きなかったであろう。クアルコム事件からすると、パテントプールの形成において、(通常は問題として顕在化しないが、当然のこととして、) 参加する特許権者の自主性・任意性が根本的に必要とされるべきであり、そのような状況が担保されないパテントプールないしパテントプール類似のライセンスプログラムは、原則として競争法違反のおそれがあると考えてもよいのではないだろうか。

そして、そのような考え方は、前記2(2)のとおり、パテントプールガイドラインにおいて、必須特許に該当する改良・応用の成果について、プール参加者(ライセンシー)に対して非独占的な許諾としてグラントバックの義務を課す際に、「ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合」であれば、独禁法上問題とならないと整理されていることとも整合的である。つまり、本件パテントプールは、プール参加者である国内端末等製造販売業者に必須特許のグラントバックの義務を課すものであり、かつ、他のプール参加者であるクアルコムとの間で、ライセンス料の分配方法等で不当に差別的な取扱いを課すものであった(少なくとも、対等な協議のプロセスにより不当に差別的でないことが手続的に担保されていなかった)とみられるから、パテントプールガイドラインに照らしても、独禁法上問題となり得る事案であったと考えられる。

パテントプールに関する競争法上の分析・検討を行うには、様々な市場や行為類型を念頭に置いた多角的な視点が必要である。また、クロスライセンス契約など関連する行為類型との比較の視点も欠くことができないと思われる。この点に関する競争法の考え方を正確に理解するのは難しく、契約や交渉の実務等に適切に当てはめていくことは更に難しい。しかし、技術集約的な製品・サービスにおける特許等の知的財産権の活用を進めるとともに、当該知的財産権の行使によって製品・サービスの普及や競争促進を不当に妨げないためには、競争に関する検討は避けて通れないように思う。

今後、技術集約的な製品・サービスに関し、パテントプールが形成・運営される際やクロスライセンス契約等が活用される際に、本稿における整理・試論が何らかの形で参考となれば大変幸いである。

以上